



2023年6月21日

各 位

会 社 名 テスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 一樹
(コード：5074 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 平倉 正章
(TEL. 06-6308-2794)

一部コミットメント型ライツ・オファリング

(サステナビリティライツ・オファリング) に関するお知らせ

当社は、2023年6月21日開催の取締役会において、以下のとおり、一部コミットメント型ライツ・オファリング（以下「本ライツ・オファリング」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本ライツ・オファリングは、本邦初のサステナビリティライツ・オファリングとして実施します。

（注）サステナビリティライツ・オファリングの詳細は、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」をご参照ください。

本ライツ・オファリングの特徴は以下のとおりです（用語の定義及び詳細については本文をご参照ください）。

- ・2023年7月3日に、当社以外の全ての株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
- ・一般投資家権利行使期間（2023年7月3日から2023年8月24日まで）における行使代金（本新株予約権の行使に際して本新株予約権者が支払うべき金額）は、本新株予約権1個（当社普通株式1株）当たり400円です。
- ・本新株予約権は東京証券取引所において上場される予定であり、市場取引等により売買することが可能です。
- ・一般投資家権利行使期間において行使されなかった本新株予約権は全て、当社が、2023年8月28日に、1円又は0円で取得します。
- ・当社は、2023年8月29日、コミットメント契約に基づき、原則として、発行新株予約権総数の見込みの数である35,216,030個の30%に相当する10,564,809個（但し、取得本新株予約権数が10,564,809個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。）について、当社が取得した本新株予約権を、引受会社に譲渡し、引受会社は、引受会社権利行使期間（2023年8月29日から2023年8月30日まで）において、譲渡を受けた本新株予約権の全てを行使します。引受会社権利行使期間における引受会社による行使代金は、原則として本新株予約権1個（当社普通株式1株）当たり400円ですが、2023年8月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が444円を下回る場合には、2023

年8月29日以降、当該終値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。）に修正されます。本ライツ・オファリングのスキームの詳細については、下記「3. 本ライツ・オファリングの目的及び理由（3）本資金調達方法を選択した理由」をご参照ください。

・本ライツ・オファリングに関しては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第2号に基づき、東京証券取引所の取引参加者である引受会社による増資の合理性に係る審査を実施いたしました。審査結果の概要については下記「9. 増資の合理性に係る評価手続きの内容」をご参照ください。

なお、本ライツ・オファリングの効力発生日である2023年7月3日は、当社の2023年6月期の期末配当基準日である2023年6月30日よりも後となるため、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については2023年6月期の定時株主総会における議決権や期末配当を受ける権利はない点にご留意ください。

記

1. 本ライツ・オファリングの概要

(1) 無償割当ての方法

2023年6月30日を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、テスホールディングス株式会社第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(2) 新株予約権の内容等

(1)	株主確定日	2023年6月30日
(2)	割当日	2023年7月3日
(3)	割当てを受ける株主の有する株式の種類及び割り当てられる新株予約権の数	<p>会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2023年6月30日（以下「株主確定日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。</p> <p>本件は、一部コミットメント型ライツ・オファリング（下記「3. 本ライツ・オファリングの目的及び理由（3）本資金調達方法を選択した理由② 資金調達の規模と確実性」に定義します。以下同じです。）であり、当社は、大和証券株式会社（以下「引受会社」ということがあります。）との間で、一定期間内に行使されなかった本新株予約権につき、その一部（発行新株予約権総数の見込みの数である35,216,030個の30%に相当する10,564,809個）（但し、取得本新株予約権数が10,564,809個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。）を、引受会社が引き受けた上でそれらを行使</p>

		<p>することを定めた 2023 年 6 月 21 日付テスホールディングス株式会社第 3 回新株予約権行使のコミットメント契約証書（以下「コミットメント契約」といいます。）を締結しています（詳細は、下記「6. 発行条件等の合理性（2）取得条項及びその対価等 ②取得した本新株予約権の引受会社への譲渡」をご参照ください。）。</p>
(4)	本新株予約権の目的となる株式の種類及び数	<p>本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式 1 株とします。</p>
(5)	発行新株予約権総数及び割当てによる潜在株式総数	<p>発行新株予約権総数の見込み数は 35,216,030 個です。</p> <p>※発行新株予約権総数は、株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数です。上記の数は、2023 年 6 月 20 日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込みの数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでいます。</p> <p>割当てによる潜在株式総数は、発行新株予約権総数に係る上記見込みの数を前提とした場合、35,216,030 株となります。</p> <p>※本ライツ・オファリングによる潜在株式を除いた、2023 年 6 月 20 日現在における潜在株式数は 215,000 株です。</p>
(6)	本新株予約権の行使代金及び行使代金の修正条件	<p>一般投資家権利行使期間（下記（8）「本新株予約権の権利行使期間」に定義します。）における行使代金（本新株予約権の行使に際して本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）が支払うべき金額）は本新株予約権 1 個当たり 400 円とします。</p> <p>引受会社権利行使期間（下記（8）「本新株予約権の権利行使期間」に定義します。）における行使代金は、原則として本新株予約権 1 個当たり 400 円ですが、2023 年 8 月 28 日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値が 444 円を下回る場合には、2023 年 8 月 29 日以降、当該終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げます。）に修正されます。</p>
(7)	本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額及び当該価額の修正条件	<p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資価額」といいます。）は、本新株予約権 1 個（当社普通株式 1 株）当たり 382 円とします。</p> <p>但し、上記（6）「本新株予約権の行使代金及び行使代金の修正条件」のとおり、引受会社権利行使期間における</p>

		行使代金の修正がされた場合には、出資価額は、行使代金に 0.955 を乗じた金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てます。）に修正されます。
(8)	本新株予約権の権利行使期間	<p>① 引受会社（コミットメント契約に基づき権利行使する場合に限る。）を除く本新株予約権者（以下「一般投資家」といいます。）が権利行使することができる期間（以下「一般投資家権利行使期間」といいます。） 2023 年 7 月 3 日から 2023 年 8 月 24 日まで</p> <p>② 引受会社がコミットメント契約に基づき権利行使することができる期間（以下「引受会社権利行使期間」といいます。） 2023 年 8 月 29 日から 2023 年 8 月 30 日まで</p> <p>※会社法に基づいて新株予約権の内容として定める本新株予約権の行使期間は、一般投資家権利行使期間及び引受会社権利行使期間をあわせた期間とします。</p> <p>下記 (10)「取得事由」に記載のとおり、当社は、2023 年 8 月 28 日に、交付財産（下記 (10)「取得事由」に定義します。）と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部を取得します。したがって、一般投資家が本新株予約権を行使する場合には、一般投資家権利行使期間に本新株予約権の行使請求を行う必要があります。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、一般投資家が本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、出資価額の払込みが確認されることが必要となります。株式会社証券保管振替機構（以下「振替機関」といいます。）が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程（以下「標準処理日程」といいます。）によれば、口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権の行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定されています。標準処理日程によれば、一般投資家権利行使期間の満了日当日に本新株予</p>

		<p>約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、2023年8月22日の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続が完了していることが必要になります。</p> <p>※但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず各一般投資家ご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続にさらに時間を要する可能性があります。）。</p>
(9)	行 使 条 件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
(10)	取 得 事 由	<p>当社は、2023年8月28日に、交付財産（以下に定義します。）と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとします（以下、取得した本新株予約権の総数を「取得本新株予約権数」といいます。）。「交付財産」は、本新株予約権1個当たり1円としますが、2023年8月25日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP 価格」といいます。）（同日にVWAP 価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP 価格）から行使代金である400円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。</p>
(11)	行 使 請 求 の 方 法	<p>①本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同じです。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使代金の支払いを行います。行使代金は、本新株予約権1個当たり400円（但し、2023年8月28日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が444円を下回る場合には、2023年8月29日以</p>

		<p>降、当該終値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。）に修正されます。）とし、そのうち出資価額（本新株予約権1個当たり382円。但し、引受会社権利行使期間における行使代金の修正がされた場合には、行使代金に0.955を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。）に修正されます。）が本新株予約権の行使に際しての払込みに充当されるものとします。なお、行使代金と出資価額の差額が手数料として引受会社に対して支払われるものとします。</p> <p>②直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p> <p>③本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。</p>
(12)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<p>①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとします。</p> <p>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
(13)	そ の 他	<p>①当社は、本新株予約権の行使を受けた場合、その目的たる当社普通株式を新規に発行した上で交付します（自己株式による交付は予定していません。）。</p> <p>②株主又は投資家の皆様におかれましては、本プレスリリース及び2023年6月21日付で近畿財務局長宛に提出されている有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）を熟読した上で、株主又は投資家自身の責任において投資判断を行ってください。</p> <p>③各項目に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長又はその代理人に一任します。</p>

2. 日程

日程	内容
2023年6月21日(水)	取締役会決議 有価証券届出書及び臨時報告書提出 コミットメント契約締結 本ライツ・オフリングの総株主通知請求(予定)
2023年6月28日(水)	本新株予約権の無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株式の市場における売買最終日(予定)
2023年6月29日(木)	有価証券届出書による届出の効力発生日(予定) 権利落ち日(予定)
2023年6月30日(金)	株主確定日(予定) ※本新株予約権の割当対象となる株主の確定日
2023年7月3日(月)	本ライツ・オフリングの効力発生日(予定) 本新株予約権上場日(予定)(東京証券取引所より後日発表) 一般投資家権利行使期間の初日(予定)
2023年7月21日(金) 目途	本新株予約権の株主割当通知書の送付日(予定)
2023年8月18日(金)	本新株予約権の市場での売買最終日(予定) ※売買注文の受付最終日は、取引先の証券会社ごとに異なる場合があります。
2023年8月21日(月)	本新株予約権上場廃止日(予定)(東京証券取引所より後日発表)
2023年8月24日(木)	一般投資家権利行使期間の最終日(予定) ※「1. 本ライツ・オフリングの概要(2) 新株予約権の内容等(8) 本新株予約権の権利行使期間」に記載のとおり、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、2023年8月22日の営業時間中に、口座管理機関(機構加入者)に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続きが完了していることが必要になります。但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず各一般投資家ご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります。
2023年8月28日(月)	当社による残存する本新株予約権全部の取得日(予定)
2023年8月29日(火)	当社が取得した本新株予約権のうち10,564,809個(但し、取得本新株予約権数が10,564,809個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。)の引受会社への譲渡日(予定)
2023年8月29日(火) から 2023年8月30日(水) まで	引受会社権利行使期間(予定)

(注) 当社は2023年8月14日(月)頃を目途に、事業年度第14期(自2022年7月1日至2023年6月30日)に係る連結財務諸表が記載された2023年6月期決算短信を公表する予定です。

3. 本ライセンス・オフアリングの目的及び理由

(1) 資金調達目的

当社グループは、Total Energy Saving & Solution の実現により、世界的なエネルギー脱炭素化に貢献することをグループのパーパス（存在意義）として掲げ、再生可能エネルギーの主力電源化を推進することを事業領域の一つとしております。

当社グループでは、再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電を拡大させることにより、再生可能エネルギーの主力電源化に貢献するとともに、ストックビジネスであるエネルギーサプライ事業の比率を高めることで安定した経営基盤を構築することを目指しております。

これら当社グループによる再生可能エネルギー発電所の容量拡大に向けた取り組みとして、当社グループでは、(i) 太陽光発電事業：合同会社福岡みやこソーラーパワー匿名組合持分の追加取得、(ii) バイオマス発電事業：株式会社伊万里グリーンパワーによる発電事業開発の推進の2つのプロジェクト（以下、総称して「本対象プロジェクト」といいます。）を特に重要なプロジェクトと位置付け、それぞれについて検討を進めて参りました。

(i) 太陽光発電事業（合同会社福岡みやこソーラーパワー匿名組合出資持分の追加取得）

当社の100%子会社であるテス・エンジニアリング株式会社がEPC(Engineering:設計、Procurement:調達及びConstruction:施工)事業者兼O&M(オペレーション&メンテナンス)事業者を務める合同会社福岡みやこソーラーパワーは、福岡県京都郡みやこ町において、北発電所、南発電所の2つの発電所からなる総発電容量約67.0MWの大型太陽光発電所を運営しており、北発電所(約23.2MW)は2021年9月、南発電所(約43.8MW)は2023年2月にそれぞれ完工し、営業運転を開始しております。

当該発電所については、営業者である合同会社福岡みやこソーラーパワーに対し、当社を含む複数の共同出資者が匿名組合出資を行っておりますが、本プレスリリースの日付(2023年6月21日)現在、当社は10.0%の匿名組合出資持分を有しており、また、当社は、他の共同出資者との出資者間合意の定めにより、一定期間に亘り一定の計算式に基づいた金額にて他の共同出資者の保有する匿名組合出資持分を買い取る権利(コール・オプション)を有しており、また、他の共同出資者は、その匿名組合出資持分を当社に売り渡す権利(プット・オプション)を有しております。

当社は、当社グループの再生可能エネルギー発電容量拡大を企図し、2023年3月15日の取締役会にて、上記コール・オプションの行使について決議しており、2023年8月に、複数の他の共同出資者より合計27%分の匿名組合出資持分を買い取る予定です。当社では、かかるコール・オプションの行使による匿名組合出資持分の取得資金として、本ライセンス・オフアリングにより調達する資金のうち785百万円を2023年8月に充当する予定です。

(ii) バイオマス発電事業（株式会社伊万里グリーンパワーによる発電事業開発の推進）

当社グループでは、再生可能エネルギーの主力電源化のための取り組みの一環としてバイオマス発電の所有・運営・売電及びバイオマス燃料の供給に注力しており、合同会社熊本錦グリーンパワー(2.0MW)、株式会社伊万里グリーンパワー(46.0MW)等における発電事業の開発に加え、INTERNATIONAL GREEN ENERGY PTE. LTD. (本社：インドネシア、以下「IGE」といいます。)におけるPKS(注1)によるバイオマス燃料販売事業、PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENT (本社：インドネシア、以下「PTEC」といいます。)における新規バイオマス燃料の開発、プラントの建設、オペレーション&メンテナンスなど、バイオマス発電におけるサプライチェーンにおいて幅広くビジネスを展開しております。

当社の連結子会社である株式会社伊万里グリーンパワーにおけるバイオマス発電事業（以下「伊万里プロジェクト」といいます。）の開発にあたって、当初は、プロジェクトファイナンスの組成によって開発資金を調達し、共同スポンサーを招聘し、株式会社伊万里グリーンパワーを非連結化したうえで、プラント建設の一部についての工事請負、O&M 等により一定の利益を得ることを計画しておりました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻及びロシアへの経済制裁に伴う燃料価格の高騰と将来の不確実性が高まったことを受けて、プロジェクトファイナンス組成の要件である大手燃料商社を介した長期燃料固定調達の価格水準が上昇しており、現時点の長期燃料固定調達価格の水準を前提としてプロジェクトファイナンスを組成した場合、当初期待した利益水準を維持することは困難となっております。

一方、当社グループでは、前述のとおり、IGE において PKS 燃料の調達・販売のためのサプライチェーンを構築しており、市場価格と比較して安価な燃料を当社グループ内で安定して自社調達することが可能と見込んでおります。なお、PTEC において研究開発を進めている EFB（注 2）については、経済産業省の調達価格等算定委員会が 2023 年 2 月 8 日付で公表した「令和 5 年度以降の調達価格等に関する意見」によれば、2023 年度からバイオマス燃料の再生可能エネルギー固定価格買取制度における新規燃料として認められることとされています。伊万里プロジェクトにおいて EFB によるバイオマス燃料の使用が可能であるかについては未定ですが、当社グループ内で生産した EFB によるバイオマス燃料を使用することができるようになった場合、PKS 燃料以外にもグループ内での燃料調達の選択肢が広がる可能性があります。

これらの状況を踏まえ、当社は、伊万里プロジェクトの開発を継続しつつも、当初計画していた共同スポンサーの招聘を前提としたプロジェクトファイナンスによるのではなく、当社グループによる自社調達の燃料供給を前提とした自社再生可能エネルギー発電事業として、伊万里プロジェクトの開発を行う方針に転換することといたしました。

当社は、上記の新たな方針のもと伊万里プロジェクトの開発を進めるために必要な資金の調達方法につき検討を進めた結果、その一部を本ライツ・オフリングにより調達することといたしました。

伊万里プロジェクトへの投資予定額としては総額 32,000 百万円を見込んでいるところ、本プレスリリースの日付（2023 年 6 月 21 日）現在の既支払額 11,760 百万円及び本ライツ・オフリングによる調達額からの充当額（最大 12,582 百万円）を除く残額については、新たなシンジケートローンに基づく借入金により手当てする予定であり、当社は本日開催の取締役会において、株式会社三菱 UFJ 銀行をアレンジャーとする、総貸付限度額 200 億円、契約締結予定日 2023 年 6 月 30 日のシンジケートローン契約を締結することを決議しております。

なお、当社は、2023 年 2 月 28 日付で、伊万里プロジェクトの設備資金（建中資金）への充当を目的に株式会社三菱 UFJ 銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより調達済であった 8,440 百万円の借入れにつき、その全額を期限前返済しておりますが、当該シンジケートローンの満期日が 2023 年 6 月 30 日であったことに対し、新たなシンジケートローンにおける満期日は 2035 年 6 月 29 日となる予定です。

当社グループでは、本対象プロジェクトを含めた自社再生可能エネルギー発電容量の拡大のために、主として有利子負債を活用して資金調達を進めておりますが、2022 年 6 月期末における連結総資産額に占める有利子負債の割合は 64.8%（2023 年 6 月期第 3 四半期末時点では 65.4%）であり、当該割合は高い水準にあります。今後さらに自社発電事業を拡大する可能性を踏まえると、連結総資産額に占める有利子負債の割合はさらに増加することが想定されます。

このような背景から、本対象プロジェクトの推進に必要な資金の調達にあたっては、自己資本の増強により有利子負債比率の増加を抑え、財務健全性の向上を図る観点から、デット・ファイナンスではなくエクイティ・ファイナンスを選択することが適切であると判断いたしました。

また、本ライツ・オフアリングは、サステナビリティライツ・オフアリングとして実施します。今回のサステナビリティライツ・オフアリングの実施は、当社グループの ESG 経営や SDGs への取り組みに対する強いコミットメントを示すものであるとともに、サステナビリティライツ・オフアリングを含むサステナビリティファイナンスの実施は、当社の投資家層の更なる拡大及び資金調達力の中長期的な強化に資するものであると考えています。

なお、今回調達する資金の使途の詳細に関しましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりであります。

(注) 1. PKS (Palm Kernel Shell) : パーム椰子の種からパーム油を搾油した後に残った椰子殻のこと。

(注) 2. EFB (Empty Fruit Bunch) : アブラヤシからパーム油を搾油する際の副産物(残渣)である椰子空果房のこと。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に對し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、本新株予約権を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当て、本新株予約権の行使に際して払い込まれる資金(出資価額)によって当社の資本が増加する仕組みになっています。また、本ライツ・オフアリングでは、コミットメント契約として、一定期間内に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として引受会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結しており、一般投資家によって行使されなかった本新株予約権は、当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち10,564,809個(但し、取得本新株予約権数が10,564,809個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。)について、上記コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡し、引受会社は、当社から譲渡を受けた本新株予約権全てを行使することが合意されており、一般投資家による本新株予約権の行使とあわせることで、資金調達コストを適切な水準に抑えつつ、当社が予定している資金調達額全額の調達の蓋然性を相当程度高めることができると判断しました。

(3) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本ライツ・オフアリングを実施するに際して、①既存の株主様の利益保護及び②資金調達の規模と確実性を並立させるべく、公募増資等の様々な資金調達の手法を検討いたしました。その結果、以下の理由から、エクイティ・ファイナンスのうち、上記2点を充足すると考えられる資金調達手法として一部コミットメント型ライツ・オフアリング(以下に定義します。)の方法を選択することといたしました。

① 既存の株主様の利益保護

当社は、本ライツ・オフアリングを検討するにあたり、まず、既存の株主様の利益の保護の観点から資金調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりました。

この点、本件の調達金額相当額を公募増資又は株式等の第三者割当増資による株式又は新株予約権等（以下「株式等」といいます。）の発行により一度に調達する場合には株式の希薄化が不可避免的に生じることとなりますが、既存の株主様は公募増資又は第三者割当による希薄化の影響を回避又は軽減する手段を有しないこととなり、かかる株主様に経済的不利益を与えるおそれがあると考えられます。さらに、調達金額相当額を株式等の第三者割当増資により調達する場合は、かかる既存の株主様への希薄化の影響に加え、当社の取締役会が決定する特定の者に相当数の株式等が割り当てられることにより当社の支配権に影響を及ぼす株主が出現し得ることとなります。

一方、ライツ・オファリングでは、一定の日における当社以外の全ての株主に対し、その保有する当社普通株式の数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるため、増資後も持分割合の維持を希望する既存の株主様は、割り当てられた本新株予約権を行使し、行使代金として必要な金銭を払い込むことによって当社普通株式を取得することにより希薄化の影響を回避することができます。同時に、発行された本新株予約権が東京証券取引所において上場される予定であるため、既存の株主様が本新株予約権の行使を望まない場合には、本新株予約権を市場取引等により売却することも可能です。なお、当社は、2023年8月28日に、交付財産（本新株予約権1個当たり1円としますが、2023年8月25日のVWAP 価格（同日にVWAP 価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP 価格）から行使代金である400円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。）と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得します。既存の株主様は、本新株予約権を当社が取得する前に、本新株予約権の行使又は売却を行うことにより、1株当たりの経済的価値の希薄化による経済的不利益の全部又は一部を軽減することが期待できます。

これら既存の株主様の利益保護の観点から、当社は、今回の資金調達の手法としてライツ・オファリングを選択することといたしました。

② 資金調達の規模と確実性

ライツ・オファリングには、発行会社が特定の証券会社との間で、一定期間内に行使されなかった新株予約権について、特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのようなコミットメント契約を特定の証券会社との間で締結せず、行使されなかった新株予約権は消滅するスキームであるノンコミットメント型ライツ・オファリングが存在します。

ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは証券会社による引受けが存在しないため、発行費用を抑えつつ発行会社の意向で柔軟な資金調達を行うことが可能であるものの、株主又は投資家が新株予約権の行使を行わない場合にはその分資金調達額が減少するため、資金調達の確実性に弱みがあります。

他方、コミットメント型ライツ・オファリングを採用した場合には、既存株主又は新株予約権を取得した投資家が新株予約権の行使を行わない場合にも、原則として証券会社が未行使の新株予約権の全部又は一部の取得及び行使を行うため、発行会社としては、当初予定していた資金調達額を調達できる確実性が高いこととなります。

さらに、コミットメント型ライツ・オファリングの種類としては、一定期間内に株主又は新株予約権を取得した投資家に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリング（以下「全部コミットメント型ライツ・オファリング」ということがあります。）と、一定期

間内に株主又は新株予約権を取得した投資家に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリング（以下「一部コミットメント型ライツ・オファリング」ということがあります。）が考えられます。この点、全部コミットメント型ライツ・オファリングによる場合、一部コミットメント型ライツ・オファリングに比べて相対的に資金調達の実効性は高いものとなりますが、未行使の新株予約権全部の行使を義務付けられる証券会社の引受けリスクが大きいため、コミットメントを引き受ける証券会社を見つけることが困難になる可能性があり、又はコミットメントを引き受ける証券会社がいるとしてもかかるリスクに見合った多額の引受手数料（いわゆるスプレッド方式（発行会社が引受手数料を引受証券会社に別途支払う代わりに、投資家が引受証券会社に支払う金額と引受証券会社が発行会社に支払う金額に引受手数料相当の差額を設けることで引受けに係る報酬を支払う方式）における差額を含みます。以下同じです。）の支払いが必要となることが予想されます。一方、我が国における近年のライツ・オファリングの事例における行使率は多くの事例において70～80%程度であり、発行会社の株式の流動性や新株予約権の発行条件、資金用途等によっては、新株予約権の大半が一般投資家によって行使される結果、一部コミットメント型ライツ・オファリングであっても予定する調達金額全額が調達できる可能性が高いと見込まれる場合もあるといえます。全部コミットメント型ライツ・オファリングは一部コミットメント型ライツ・オファリングに比べて多額の引受手数料の支払いが必要となりうることに鑑みると、そのような場合においては、全部コミットメント型ライツ・オファリングを選択することは資金調達コストの観点からは必ずしも最適ではないこととなります。

本件では、当社グループの資金調達額及びその用途、我が国における近年のライツ・オファリングの事例における行使率の結果、当社の株式の流動性等を踏まえれば、本ライツ・オファリングにおける行使代金を400円（本新株予約権の発行決議日の前営業日である2023年6月20日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とした場合のディスカウント率は60.7%）とし、また、当社が本新株予約権を取得する際の交付財産を1円又は0円とすることで、一般投資家による本新株予約権の行使率を相当程度高めることができると考えられます。その上で、一般投資家によって行使されなかった本新株予約権の全部について、当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち10,564,809個（発行新株予約権総数の見込みの数である35,216,030個の30%に相当する数。）（但し、取得本新株予約権数が10,564,809個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。）について、コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡し、引受会社は、当社から譲渡を受けた本新株予約権の全てを行行使することを合意することで、資金調達コストを適切な水準に抑えつつ、当社が予定している資金調達額全額の調達の蓋然性を相当程度高めることができると判断し、一部コミットメント型ライツ・オファリングによる資金調達方法を選択いたしました。

③ 行使代金修正条項

なお、引受会社権利行使期間における引受会社による行使代金は、原則として本新株予約権1個（当社普通株式1株）当たり400円ですが、本新株予約権には、行使代金の修正条項が付されており、2023年8月28日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が444円を下回る場合には、2023年8月29日以降、当該終値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。）に修正されます。また、かかる修正条項には、下限行使代金の設定はありません。そのため、仮に引受会

社による本新株予約権の取得までに当社普通株式の市場価格が著しく下落した場合には、引受会社による本新株予約権の行使代金が低く修正されることとなり、そのような低い行使代金で引受会社による権利行使が行われることにより、①既存株主様は希薄化の影響を受け、また、②実際の資金調達額が当初の予定よりも低くなる可能性があります。

しかしながら、①引受会社による権利行使が行われる本新株予約権の数は発行新株予約権総数の見込みの数である 35,216,030 個の 30%に相当する 10,564,809 個が上限であって、それを超えて上記のような修正条項による修正後の低い行使代金での権利行使が行われるものではなく、希薄化について一定の歯止めがかけられております。また、②そのような場合であっても、上記で述べた事業投資のための資金調達を行うことで、当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えております。さらに、行使代金の修正条項を付すこと、また、下限行使代金を設定しないことにより、本ライセンス・オファリングに係る引受手数料を相対的に低い金額とすることができます。

以上より、本新株予約権に行使代金の修正条項を付していることは妥当であるものと考えております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

本ライセンス・オフアリングによる調達金額は、本新株予約権の行使代金及び本新株予約権の行使状況により変動いたします。本ライセンス・オフアリングによる当社の調達金額は、本新株予約権の全てが行使され、かつその全てが行使代金 400 円（出資価額は 382 円）でなされた場合に最大になり、その額は下記記載のとおりです。

①	払込金額の総額（円）	13,452,523,460
②	発行諸費用の概算額（円）	85,000,000
③	差引手取概算額（円）	13,367,523,460

(注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の出資価額の合計額であり、2023 年 6 月 20 日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として本ライセンス・オフアリングにより割当てのあった全ての本新株予約権が行使代金 400 円（出資価額は 382 円）で行使されたと仮定した場合の金額です。

2. 発行諸費用の概算額は、2023 年 6 月 20 日時点の概算額です。

3. 発行諸費用の内訳

弁護士報酬及び証券代行諸費用等 8,500 万円

なお、当社は、受領した出資価額の合計額からは手数料を支払わず、行使代金と出資価額の差額が引受会社の手数料となるため、かかる手数料は発行諸費用には含まれておりません。引受会社の手数料に関する詳細につきましては、上記「1. 本ライセンス・オフアリングの概要（2）新株予約権の内容等（11）行使請求の方法」をご参照ください。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

5. 出資価額が修正された場合には、調達資金の額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額約 13,367 百万円については、以下のとおり充当する予定であります。なお、以下の資金使途は、当社が策定したサステナビリティファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」といいます。）のグリーン及びソーシャル適格プロジェクトに該当しています。詳細は、下記「サステナビリティライセンス・オフアリングとしての適格性について」をご参照ください。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 合同会社福岡みやこソーラーパワーの匿名組合出資持分の取得資金	785	2023 年 8 月
② 佐賀伊万里バイオマス発電所（仮称）の建設にかかる設備投資資金	12,582	2024 年 12 月末まで

上記①及び②については、当社の連結子会社であるテス・エンジニアリング株式会社への投融資を経て、上記の具体的な使途に充当される予定です。

なお、具体的な充当期間までは、当社銀行口座にて適切に管理するほか、現金又は現金同等物で管理する予定です。

当該差引手取概算額は、本新株予約権の全てが一般投資家権利行使期間中に行使された場合の見込み額であり、実際の行使結果等によっては、資金調達金額が上記の差引手取概算額を下回る可能性があります。当社が希望するような規模での資金調達ができなかった場合には、上記①、②の順に優先的に充当することを想定しております。その場合においても上記の資金使途への充当予定を変更する

ものではなく、不足分については、手元資金又は金融機関からの借入等により対応した上で、上記の資金使途への充当を遂行する予定です。

なお、上記資金使途のうち①については、支出予定時期が一般投資家権利行使期間中となることから、当該時点における行使状況により、実際の資金調達まで一時的に手元資金にて充当を行う場合があります。

① 合同会社福岡みやこソーラーパワーの匿名組合出資持分の取得資金

「3. 本ライセンス・オフアリングの目的及び理由（1）資金調達の目的」に記載のとおり、既に完工していた北発電所に加え、2023年2月に南発電所が完工しておりますが、当社は、北発電所及び南発電所からなる大型太陽光発電所の営業者である合同会社福岡みやこソーラーパワーの匿名組合出資持分を原資産とするコール・オプションを有しております。当社は、2023年3月15日の取締役会にて、上記コール・オプションの行使について決議しており、2023年8月に、複数の他の共同出資者より合計27%分の匿名組合出資持分を買い取る予定です。

これによって当社は、合計37%の匿名組合出資持分を有することとなり、合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合事業（以下「本太陽光発電事業」といいます。）は、当社の持分法適用関連会社となる見通しです。当社としては、コール・オプションの行使を通じて合同会社福岡みやこソーラーパワーの匿名組合出資持分を取得し、当社グループとして発電容量拡大を図ります。

当社は、本ライセンス・オフアリングによる調達資金のうち785百万円について、2023年8月までに当社の連結子会社であるテス・エンジニアリング株式会社へ投融資を行う予定であり、同社は、当該785百万円を、2023年8月に上記の合同会社福岡みやこソーラーパワーの匿名組合出資持分の取得資金として充当する予定です。

なお、本太陽光発電事業の概要は、本プレスリリースの日付（2023年6月21日）現在、以下のとおりです。

営業者名	当社の議決権の所有割合（%）	発電所数（件）	発電容量（MW）	固定買取価格（1 kWh当たり）（円）	想定年間売電電力量（kWh/年）	完工時期
合同会社福岡みやこソーラーパワー	10.0	2	約67.0 （注1）	36	68,989,770 （注2）	2023年2月

（注）1. 発電容量は、モジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記であります。

2. 年間発電電力量は、初年度の想定値であります。

② 佐賀伊万里バイオマス発電所（仮称）の建設にかかる設備投資資金

当社連結子会社である株式会社伊万里グリーンパワーは、2016年9月に佐賀県伊万里市におけるバイオマス発電事業（発電出力約46.0MW）の実施を目的に設立され、2017年3月9日に再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく事業計画認定を取得し、2025年5月の事業開始を目指して準備を進めております。

「3. 本ライセンス・オフアリングの目的及び理由（1）資金調達の目的」に記載のとおり、株式会社伊万里グリーンパワーは伊万里プロジェクトの開発主体として、佐賀伊万里バイオマス発電所（仮称）

の建設に係るボイラ、タービン、発電機、受変電設備及び燃料投入装置等の設備投資を行う予定です。前述のとおり、伊万里プロジェクトについては、当初計画していた共同スポンサーの招聘を前提としたプロジェクトファイナンスにより開発資金を調達するのではなく、当社グループによる自社調達の燃料供給を前提とした自社再生可能エネルギー発電事業として開発を行う方針に転換したことから、本ライツ・オフリングにより調達した資金のうち最大 12,582 百万円を、当社が 2023 年 10 月までにテス・エンジニアリング株式会社を介した株式会社伊万里グリーンパワーへの投融資により拠出し、同社は、2024 年 12 月までに当該投融資資金の全額を上記の設備投資資金に充当する予定です。なお、伊万里プロジェクトへの投資予定額としては総額 32,000 百万円を見込んでいるところ、本プレスリリースの日付（2023 年 6 月 21 日）現在の既支払額 11,760 百万円及び本ライツ・オフリングによる調達額からの充当額最大 12,582 百万円を除く残額については、新たなシンジケートローンに基づく借入金により手当てする予定であり、当社は本日開催の取締役会において、株式会社三菱 UFJ 銀行をアレンジャーとする、総貸付限度額 200 億円、契約締結予定日 2023 年 6 月 30 日のシンジケートローン契約を締結することを決議しております。なお、当社は、2021 年 12 月 15 日付で上場調達資金の資金用途変更を決議し、上場調達資金の一部である 1,166 百万円を 2022 年 6 月期までに木質バイオマス発電プロジェクト発電所（佐賀伊万里バイオマス発電所（仮称））の開発・建設資金に充当することとしておりますが、当該資金については予定どおり 2022 年 6 月期までに実施した設備投資に全額充当済みです。本ライツ・オフリングにおける本②の手取金の用途は、佐賀伊万里バイオマス発電所（仮称）の建設に関して今後実施される設備投資に充当されるものであり、両者の間に重複はございません。

なお、本バイオマス発電事業の概要は、本プレスリリースの日付（2023 年 6 月 21 日）現在、以下のとおりです。

営業者名	当社の議決権の所有割合 (%)	発電所数 (件)	発電容量 (MW)	固定買取価格 (1 kWh 当たり) (円)	想定年間売電電力量 (kWh/年)	完工時期
株式会社伊万里グリーンパワー	100	1	約46.0 (注1)	24	約 312,000,000 (注2)	2025年5月 予定

- (注) 1. 発電容量は、発電端出力ベースの設備容量表記であります。
2. 年間発電電力量は、想定値であります。

設備計画の内容については、本有価証券届出書提出日（2023年6月21日）現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定日		完成後の増加能力	2022年6月期末からの計画変更の有無
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了		
合同会社熊本錦グリーンパワー	TESS錦町木上西バイオマス発電所 (熊本県球磨郡錦町)	エネルギーサプライ事業	木質バイオマス発電設備	3,514	2,848	自己株式処分資金、借入金及び自己資金 (注) 1	2021年7月	2023年8月	完成後の発電容量 (MW) 2.0 (注) 2	有 (注) 3
PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENT	インドネシア北スマトラ州	エネルギーサプライ事業	バイオマス燃料製造工場	197 (注) 4	0	自己株式処分資金 (注) 1	2022年12月	2026年12月	未定 (注) 5	有 (注) 6

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定日		完成後の増 加能力	2022年6月 期末からの 計画変更の 有無
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了		
株式会社伊万里グリーンパワー	佐賀伊万里バイオマス発電所(仮称) (佐賀県伊万里市)	エネルギーサプライ事業	木質バイオマス発電設備	32,000	11,760	自己株式処分資金、借入金、自己資金及び増資資金 (注) 1	2022年 2月	2025年 5月	完成後の発電容量 (MW) 46.0 (注) 2	有 (注) 7

- (注) 1. 自己株式処分資金は、2021年4月の東京証券取引所市場第一部への新規上場時に実施した、自己株式処分及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当による自己株式処分による上場調達資金であります。増資資金は、本ライツ・オフリングによる調達資金であります。
2. 完成後の発電容量(MW)は発電端出力ベースの設備容量表記であります。
3. 発電事業の事業性改善のための仕様が追加されたこと並びに海外調達品及び工事価格が変動したこと等から、投資予定額の総額を2,899百万円から3,514百万円に変更しております。また、海外調達品の物流状況により納期が遅れたことから、完了予定年月を2023年7月から2023年8月に変更しております。
4. 投資予定金額の総額については、バイオマス燃料製造工場に係る建築及び設備工事費が未確定であるため、現時点で支出が確実に見込まれる投資予定額を記載しております。また、投資予定金額は予算上の換算レート(1ドル=109.00円)で算出しております。なお、為替の変動等により、今後の投資予定額等に大幅な変更の可能性があります。
5. 完成後の増加能力は、算出が困難なため記載を省略しております。
6. バイオマス燃料製造工場用地について、取得を予定していたところ、賃貸の予定へと変更しております。これに伴い、設備の内容を変更しております。
7. 資金調達方法を「借入金及び自己資金」から「自己株式処分資金、借入金、自己資金及び増資資金」に変更しております。

サステナビリティライツ・オフリングとしての適格性について

当社は、本ライツ・オフリングに関連して、「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2021」(注1)、「ソーシャルボンド原則 (Social Bond Principles) 2021」(注2)、「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2021」(注3)、「グリーンボンドガイドライン 2022年版」(注4)、「ソーシャルボンドガイドライン 2021年版」(注5)、「グリーンローン原則 (Green Loan Principles) 2023」(注6)、「ソーシャルローン原則 (Social Loan Principles) 2023」(注7)及び「グリーンローンガイドライン 2022年版」(注8)(以下、総称して「本原則」といいます。)に定める4つの核となる要素(1. 調達資金の使途、2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス、3. 調達資金の管理及び4. レポーティング)を参照し、サステナビリティファイナンス・フレームワーク(注9)を策定しました。

当社は、株式会社日本総合研究所(以下「日本総研」といいます。)(注10)より、本フレームワークが、本原則と整合し、適格性を有している旨の第三者評価(セカンドパーティ・オピニオン)(注11)を取得し、本フレームワークに則り、本ライツ・オフリングを行います。このようなサステナビリティライツ・オフリングを含むサステナビリティファイナンスの実施は、当社グループのESG経営やSDGsへの取り組みに対する強いコミットメントを示すものとともに、当社の投資家層の更なる拡大及び資金調達力の中長期的な強化に資するものであると考えています。

- (注) 1. グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2021 とは、国際資本市場協会(以下「ICMA」といいます。)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーン

ボンド原則」といいます。

2. ソーシャルボンド原則 (Social Bond Principles) 2021 とは、ICMA が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee) により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。
3. サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2021 とは、ICMA により策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいいます。
4. グリーンボンドガイドライン 2022 年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表し、2022 年 7 月に最終改訂したガイドラインをいいます。
5. ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内でさらに普及させることを目的に、金融庁が 2021 年 10 月に策定・公表したガイドラインをいいます。
6. グリーンローン原則 (Green Loan Principles) 2023 とは、ローン市場協会 (LMA) 、アジア太平洋地域ローン市場協会 (APLMA) 及びローンシンジケート・トレーディング協会 (LSTA) (以下「LMA 等」といいます。) により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいいます。
7. ソーシャルローン原則 (Social Loan Principles) 2023 とは、LMA 等により策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドラインをいいます。
8. グリーンローンガイドライン 2022 年版とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2020 年 3 月に策定・公表し、2022 年 7 月に改訂したガイドラインをいいます。
9. 当社は、本フレームワーク策定にあたり、大和証券株式会社をストラクチャリング・エージェントとして起用しています。「ストラクチャリング・エージェント」とは、サステナビリティファイナンス・フレームワーク策定及びセカンドパーティ・オピニオン取得に係る助言等を通じて、サステナビリティファイナンスの実行支援を行う者をいいます。
10. 日本総研は、ESG 評価における第三者評価機関であり、資金調達主体のサステナブルファイナンスに対して、ICMA 等が公開する本原則に基づいた外部レビューを行い、セカンドパーティ・オピニオンを発行しているほか、資金調達フレームワークの設計、資金用途の選定及びインパクト評価等、さまざまなフェーズでの支援を通じてサステナブルファイナンスの普及に取り組んでいる組織です。
11. 日本総研は、外部レビュー機関として本原則及び関連する基準を参照し、また、エクイティ・ファイナンス特有の調達資金の管理面等を考慮した上で、本フレームワークの適格性

を評価しています。また、日本総研は、本ライセンス・オフアリングそのものについて評価を行っているわけではありません。なお、日本総研による当該意見表明は、サステナビリティライセンス・オフアリングにより発行される当社新株予約権の財務的なパフォーマンス、投資の価値又は長期の社会便益に関して保証を提供するものではありません。日本総研による当該意見表明はあくまで本フレームワークに対する意見表明に過ぎず、本ライセンス・オフアリングの対象である当社の新株予約権に付された意見表明ではありません。日本総研による当該意見表明は信用格付とは異なり、また、所定の信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

本フレームワークの概要は以下のとおりです。

(1) 調達資金の使途

サステナビリティファイナンス等（以下で定義します。以下同様です。）で調達された資金は、以下のグリーン及びソーシャル適格プロジェクト（以下「適格プロジェクト」といいます。）に対する新規支出及び／又は既存支出のリファイナンスに充当する予定です。リファイナンスへの充当である場合は、サステナビリティファイナンス等の実行から遡って設備投資及び投融資の場合には5年以内、研究開発の場合には3年以内に実行した適格プロジェクトへの支出に限ります。

なお、本フレームワークは、以下の2種類のファイナンス（これらを個別に又は総称して以下「サステナビリティファイナンス等」といいます。）を対象とします。

種別	内容
グリーンファイナンス	グリーン適格プロジェクトに対する新規支出及び／又は既存支出のリファイナンスに充当することを目的に行う資金調達
サステナビリティファイナンス	グリーン及びソーシャル適格プロジェクトに対する新規支出及び／又は既存支出のリファイナンスに充当することを目的に行う資金調達

<グリーン適格プロジェクト>

ICMA GBP カテゴリー/ 関連するSDGs 目標	適格プロジェクト
再生可能エネルギー/ 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	再生可能エネルギーを活用した発電事業（太陽光、バイオマス等）に係る設備投資、投融資又は研究開発
汚染防止及び抑制/ 12. つくる責任つかう責任	パーム油を搾油する際の副産物である椰子空果房（EFB）等を活用した、バイオマス発電の燃料としてのペレット製造事業に係る設備投資、投融資又は研究開発

<ソーシャル適格プロジェクト>

ICMA SBP カテゴリー/ 関連するSDGs 目標	適格プロジェクト	対象となる人々
雇用創出/ 8. 働きがいも経済成長も	地方や発展途上国において新たな雇用を創出する、上記グリーン適格プロジェクトに係る設備投資、投融資又は研究開発	地域住民を含む一般の人々

(2) プロジェクトの評価及び選定のプロセス

当社グループの経営方針に基づき、当社管理本部が中心となり、テス・エンジニアリング株式会社の事業開発本部やその他関連部門と協議し、各プロジェクトの環境改善効果及び社会的効果を評価した上で、適格プロジェクトを選定し、当社取締役会において最終決定を行います。

また、全ての候補となる適格プロジェクトについて、環境・社会的リスク低減のために、以下についての対応を行います。

- ・ 事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の順守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・ 事業実施にあたり、必要に応じた地域住民への十分な説明の実施
- ・ 当社グループのサステナビリティの取組方針に沿った資材調達、環境負荷物質への対応、廃棄物管理及び人権への配慮の実施
- ・ バイオマス発電事業における、燃料安定調達や持続可能性の確認、ライフサイクル全体においてGHG 排出削減につながるかの確認

(3) 調達資金の管理

サステナビリティファイナンス等として調達した資金について、当社管理本部経営管理ユニットが、調達金額と同額が適格プロジェクトのいずれかに充当されるよう、年次にて追跡管理して、充当状況を当社取締役会に報告します。なお、未充当資金は現金又は現金同等物で管理する予定です。

(4) レポーティング

以下のとおり、サステナビリティファイナンス等で調達された資金の充当状況、環境及び社会への効果（インパクト）として本フレームワークにて定めた内容について、少なくともサステナビリティファイナンス等の実行から調達資金が全て充当されるまでの期間、合理的に実行可能な限りにおいて、年1回、当社のウェブサイト上にて開示又はローンの貸し手に対して報告します。

<資金充当レポーティング>

- ・ 充当した資金の額
- ・ 未充当資金の概算額、充当予定時期及び未充当期間の運用方法
- ・ リファイナンスに充当した場合の概算額又は割合

<インパクト・レポーティング>

以下項目のいずれか又は全てを合理的に実行可能な限りにおいて開示します。

グリーン適格プロジェクト

適格プロジェクト	環境改善効果
再生可能エネルギー発電事業	<ul style="list-style-type: none">・ 年間発電量 (MWh/年)、年間想定 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)・ 発電設備容量・ 研究開発の概要及び進捗状況
EFB ペレット等製造事業	<ul style="list-style-type: none">・ 年間廃棄物削減量・ 研究開発の概要及び進捗状況

ソーシャル適格プロジェクト

適格プロジェクト	社会的効果		
	アウトプット指標	アウトカム指標	インパクト指標
雇用創出につながる事業	・ 雇用創出につながる事業の概要	・ 事業展開地域における新規雇用者数	・ 雇用創出を通じた地域活性化への貢献

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金について、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した使途に充当することを予定しております。当社は、本ライツ・オフリングを実行することにより当社グループの今後の成長へ向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

6. 発行条件等の合理性

(1) 権利行使に係る価額及びその算定根拠等

① 一般投資家の権利行使に係る価額及びその算定根拠等

一般投資家が本新株予約権を行使する際の本新株予約権1個当たりの行使代金につきましては、400円と設定しております（行使代金と出資価額の差額である18円が本新株予約権1個につき引受会社に対して支払われる手数料となります。）。当該行使代金の本新株予約権の発行決議日の前営業日である2023年6月20日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準としたディスカウント率は60.7%となりますが、本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が本新株予約権の行使代金の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはありません。したがって、行使代金は、基本的には調達金額と割当比率（当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数と本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の比率）を踏まえて決定されたものです。すなわち、割当比率については1：1：1（当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数は1個、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株）とした上で、本新株予約権の行使により発行される予定の株式の数及び本新株予約権の行使の可能性（本新株予約権が行使されやすいよう、時価を下回る行使代金を設定しております。）、引受会社に対して支払われる手数料、当社普通株式の流動性、当社の財政状態等を総合的に勘案しつつ、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の今後の資金使途の為に必要な金額を調達できる金額として決定されたものです。

ライツ・オフリングのコミットメントに係る手数料について、コミットメントを行う特定の証券会社に対して発行会社が別途手数料を支払う方法が採用された場合、引受手数料が発行会社の費用として計上されるため、発行会社の経営指標である経常利益や1株当たり当期純利益等に影響を与えることとなります。一方、公募増資では、証券会社は一般投資家の購入価格である発行価格で募集を行い、発行会社には手数料相当額を差し引いた発行価額が払い込まれるのが一般的であり、この場合、発行会社は引受手数料を費用計上しません。このように、コミットメントを行う特定の証券会社に対して発行会社が別途手数料を支払う方法でライツ・オフリングが実施された場合、株式の発行によ

る資本調達という経済的効果は公募増資と同じであるにもかかわらず、発行会社における手数料の会計処理が異なることから、投資家にとって財務指標等の比較が困難になる可能性があります。

今回、当社が採用する方式の場合には、投資家の支払う「行使代金」は「出資価額」に「引受手数料」を加えた金額となり、引受手数料が発行会社の費用として計上されないため、上記のような会計処理の違いを回避することができます。

② 引受会社の権利行使に係る価額及びその算定根拠等

当社は、引受会社との間で、株主の皆様が行使を行わなかった本新株予約権については、その全部を当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち 10,564,809 個（但し、取得本新株予約権数が 10,564,809 個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。）について、原則として引受会社に譲渡し、引受会社が当社から譲渡を受けた本新株予約権を全て行使することを内容とするコミットメント契約を締結しており、かかる引受会社による本新株予約権の行使により当社の必要資金が一定の範囲で確保されるスキームとなっております。なお、コミットメント契約に基づき引受会社が本新株予約権 1 個を行使するにあたっては、原則として、引受会社も手数料を含めた 400 円を支払いますが、2023 年 8 月 28 日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 444 円を下回る場合には、2023 年 8 月 29 日以降、当該終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げます。）を行使代金として支払います。

かかる行使代金について、今回、当社が採用する手数料の方式の場合に、公募増資との会計処理の違いを回避することができるという点は、上記「① 一般投資家の権利行使に係る価額及びその算定根拠等」で述べたところと同様です。

なお、引受会社の権利行使に係る行使代金は、上記のとおり、2023 年 8 月 28 日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 444 円を下回る場合には、2023 年 8 月 29 日以降、当該終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げます。）に修正されます。また、かかる修正条項には、下限行使代金の設定はありません。そのため、仮に引受会社による本新株予約権の取得までに当社普通株式の市場価格が著しく下落した場合には、引受会社による本新株予約権の行使代金が低く修正されることとなり、そのような低い行使代金で引受会社による権利行使が行われることにより、①既存株主様は希薄化の影響を受け、また、②実際の資金調達額が当初の予定よりも低くなる可能性があります。

しかしながら、①引受会社による権利行使が行われる本新株予約権の数は発行新株予約権総数の見込みの数である 35,216,030 個の 30%に相当する 10,564,809 個が上限であって、それを超えて上記のような修正条項による修正後の低い行使代金での権利行使が行われるものではなく、希薄化について一定の歯止めがかけられております。また、②そのような場合であっても、上記で述べた事業投資のための資金調達を行うことで、当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えております。さらに、行使代金の修正条項を付すことにより、本ライツ・オフリングに係る引受手数料等を相対的に低い金額とすることができることから、当該条項は本ライツ・オフリングの発行条件全体を適正なものとするに資するものであると考えております。

以上より、本新株予約権に行使代金の修正条項を付していることは妥当であるものと考えております。

(2) 取得条項及びその対価等

① 取得条項及びその対価

上記「1. 本ライセンス・オファリングの概要(2) 新株予約権の内容等」に記載のとおり、本新株予約権には取得事由が定められており、当社は、2023年8月28日に、交付財産と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を取得します。交付財産は、本新株予約権1個当たり1円としますが、2023年8月25日のVWAP価格(同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格)から行使代金である400円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。

交付財産を本新株予約権1個当たり1円(但し、2023年8月25日のVWAP価格によっては、交付財産が0円となる可能性があります。)とした場合、権利行使期間内に本新株予約権の行使や売却を行わなかった既存の株主様は1株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的な不利益の一部を補うことができない可能性があります。しかし、①ノンコミットメント型ライセンス・オファリングであれば、一般に、権利行使期間内に新株予約権が行使されない場合には、当該期間の満了により当該新株予約権は消滅し、当該新株予約権の市場価格相当の対価その他の経済的利益を何ら得られない帰結となること、また、②本新株予約権の発行から一般投資家権利行使期間の末日である2023年8月24日まで十分な期間が設けられており、既存の株主様には本新株予約権の行使又は売却により1株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的不利益の全部又は一部を軽減する機会が付与されていることに照らしますと、本ライセンス・オファリングにおいて、当社による取得時の本新株予約権の市場価格相当の対価を支払う必要は必ずしもないものと考えております。当社といたしましては、本プレスリリース及び本日公表の「一部コミットメント型ライセンス・オファリング (Q&A)」において、当社による本新株予約権の取得及び取得に係る交付財産についての情報提供が既存の株主様にされることで、本ライセンス・オファリングにおけるお取引の選択肢についてご理解いただけるものと考えております(詳細は、下記「11. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項(1) 各株主様のお取引について」をご参照ください)。

それと同時に、交付財産の決定にあたりましては、以下のとおり、ライセンス・オファリングの長所を阻害しないように配慮しております。

すなわち、ライセンス・オファリングでは、新株予約権の割当てを受けた既存の株主様が新株予約権の行使を望まない場合には、当該新株予約権を市場取引等により売却することで、既存の株主様以外の投資家にも新株予約権を取得し行使する機会を与えることができます。しかしながら、交付財産の価値と新株予約権の市場価格との乖離が小さい場合には、新株予約権者が新株予約権の行使又は売却を行う動機を減退させる可能性があります。過去のライセンス・オファリングにおいて、新株予約権の理論価格に比べ、新株予約権の市場価格が一定程度割安に推移した事例があることを考えますと、理論価格からのディスカウント率が小さい金額を交付財産として設定した場合には、新株予約権を売却せず、あえて取得条項による交付財産の交付を選択する既存の株主様が増える可能性があります。また、一部コミットメント型ライセンス・オファリングにおいては、一般投資家権利行使期間において行使されない新株予約権が増える可能性が高まることによって、一般投資家権利行使期間において行使されずに残存する新株予約権の数が、引受会社がコミットメント契約において当社から取得し行使することを

約束した上限を超える可能性が高まり、発行会社が当初想定していた資金調達額を調達できる確実性を低めることにつながる懸念されます。かかるマイナスの影響を回避するためには、本件においても、当社による本新株予約権の取得の際に交付される財産の金額と本新株予約権の理論価値との間に相当程度の差異を設けることが必要と考えられます。

これらの事情を考慮し、本件においては、交付財産が1円又は0円となるような設計を採用しております。なお、下記「② 取得した本新株予約権の引受会社への譲渡」に記載のとおり、当社は、取得した本新株予約権のうち10,564,809個（但し、取得本新株予約権数が10,564,809個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。）については、交付財産と同一の価格で引受会社に譲渡する予定であるため、交付財産の支払いは当社の企業価値を必ずしも損ねるものではないと判断しております。

② 取得した本新株予約権の引受会社への譲渡

本件は一部コミットメント型ライツ・オフリングであり、コミットメント契約として、一定期間内に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として引受会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結しています。すなわち、一般投資家権利行使期間において本新株予約権者によって行使されなかった本新株予約権は、当社が、2023年8月28日に、取得条項に基づき取得し、そのうち10,564,809個（但し、取得本新株予約権数が10,564,809個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。）について、コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡し、引受会社は、引受会社権利行使期間に、当社から譲り受けた本新株予約権を全て行使する予定です。引受会社への本新株予約権1個当たりの譲渡価格（以下「譲渡価格」といいます。）は、当社による本新株予約権の取得に際しての本新株予約権1個当たりの交付財産と同一の価格となります。なお、引受会社の権利行使に係る行使代金については修正条項が付されているため、一般投資家の権利行使に係る行使代金を下回る場合も有り得ますが、譲渡価格については、その金額を高い金額に設定するとその分引受手数料が相対的に高くなることが想定されることも考慮した結果、交付財産と同様の1円又は0円とすることとしました。

7. 既存株主等の動向

当社既存株主のうち、当社取締役である石脇秀夫、高崎敏宏、山本一樹及び藤井克重は、それぞれの資産管理会社である合同会社ストーンサイド、合同会社たかおか屋、株式会社K及び株式会社瑛が保有する株式と合わせて、当社発行済株式総数の5%以上を保有する大株主です。これに、当社の連結子会社であるテス・エンジニアリング株式会社の取締役である石田智也及び渡務並びに同連結子会社である共立エンジニアリング株式会社の代表取締役である飯田豊治が保有する株式数を加えた各株主の保有株式数の合計の、2022年12月31日現在の当社の発行済株式総数に対する割合は、56.4%であり、これらの株主へ割り当てることとなる本新株予約権は、19,892,200個（本新株予約権の発行総数の56.5%。2022年12月31日現在の株主名簿における各株主の当社株式保有数より算出）となります。株主による本新株予約権の行使は株主自身の投資判断によるものであり、当社がこれを強制することはできないものと認識しておりますが、当社といたしましては、上記の各株主に対して、より多くの本新株予約権を行使していただけるよう依頼しております。

当社は、上記の各株主から、本ライツ・オフリングによって割り当てられる本新株予約権について、主に保有する当社株式を用いた株式担保融資又は保有する当社株式若しくは本新株予約権の一部の売却等により、権利行使のための資金の手当てを進め、資金の手当てができた範囲内で最大限可能な数の本新株予約権を2023年8月24日までに行使する意向であるとの報告を受けております。また、そのうち

石脇秀夫及び合同会社ストーンサイドより、上記の行使意向について、引受会社との間で、それぞれ、2023年6月21日付で覚書を締結した旨の報告を受けております。

なお、上記の各株主からの本日（2023年6月21日）時点における報告によれば、これらの株主へ割り当てられる本新株予約権 19,892,200 個のうち4割程度の本新株予約権につき行使の意向が確認されておりますが、これらの株主による資金の調達方法及びその調達額については不確実性があることから、実際の行使の割合については変動が生じる可能性があります。

これらの株主の行使状況については、各株主より報告を受け次第、公表する予定です。

8. 行使状況の公表方法

本新株予約権の行使期間内における一般投資家の行使状況及びその時点における発行済株式総数の公表につきましては、①2023年7月11日までの行使状況及び2023年7月11日現在の発行済株式総数を2023年7月14日に、②2023年7月18日までの行使状況及び2023年7月18日現在の発行済株式総数を2023年7月21日に、③2023年7月25日までの行使状況及び2023年7月25日現在の発行済株式総数を2023年7月28日に、④2023年8月1日までの行使状況及び2023年8月1日現在の発行済株式総数を2023年8月4日に、⑤2023年8月8日までの行使状況及び2023年8月8日現在の発行済株式総数を2023年8月14日に、⑥2023年8月15日までの行使状況及び2023年8月15日現在の発行済株式総数を2023年8月18日にそれぞれ公表する予定であります。なお、権利行使期間中における行使状況につきましては、上記以外にも必要に応じて公表することがあります。

これとは別に、当社が取得した本新株予約権を引受会社に譲渡したとき（譲渡日は2023年8月29日の予定）には、その内容を速やかに公表いたします。また、一般投資家の最終行使状況につきましては、一般投資家権利行使期間が終了した後、当該行使状況が判明次第、速やかに開示いたします。

9. 増資の合理性に係る評価手続きの内容

本ライツ・オファリングによる増資の合理性に係る評価手続きとして、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第2号に基づき、取引参加者である引受会社による増資の合理性に係る審査を実施いたしました。引受会社は、当社が将来にわたって投資家の期待に応えられるか否か、本ライツ・オファリングが資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び当社の情報開示が適切に行われているか否か等の観点から、東京証券取引所の定める取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則第11条の掲げる事項を含む所定の事項についての厳正な審査を行い、その結果、本ライツ・オファリングによる増資は合理的であると判断しています。

10. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することにより、当社グループの今後の成長へ向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えておりますが、具体的な影響については未定です。

11. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（1）各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得若しくは東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却、又は取得条項に基づき当社による

新株予約権の取得に係る交付財産の受領のいずれかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続につきましては、本日公表の「一部コミットメント型ライツ・オファリング（Q&A）」をご参照ください。なお、上記「1. 本ライツ・オファリングの概要（2）新株予約権の内容等」記載のとおり、当社が取得条項に基づき2023年8月28日において残存する本新株予約権の全部を取得する際の交付財産は、本新株予約権1個当たり1円（但し、2023年8月25日のVWAP価格（同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格）から行使代金である400円を差し引いた金額が負の数値である場合は、交付財産は0円となります。）であり、交付財産の価格が本新株予約権の市場価格を大幅に下回ることが想定されますので、この点、株主様におかれましては、十分にご留意いただく必要があります。

（2）単元未満株式の交付について

本ライツ・オファリングにおいては、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数が1株であり、当社の単元株式数は100株であることから、100個未満の本新株予約権の行使に際しては、1単元に満たない数の株式が交付されることとなります。当社の定款上、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないとされており、また、東京証券取引所において売却を行うことができません。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ③ 単元未満株式の売渡請求に関する権利

なお、単元未満株式を有する株主は、請求日の終値を対価として当社に対して保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、割り当てられた100個未満の本新株予約権について、権利行使により単元未満株式の交付を受けることを望まない株主様は、市場取引等により本新株予約権を売却することも可能です。なお、東京証券取引所における本新株予約権の売買単位は100個であり、100個未満の本新株予約権を東京証券取引所において売却することはできません（市場外での売却については売却単位による制約はありません。）。

（3）本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社様までお問合わせください。お取引のある証券会社様で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社様に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、「一部コミットメント型ライツ・オファリング（Q&A）」をご参照ください。

（4）当社が引受会社との間で締結したコミットメント契約の概要

当社は、引受会社との間で、2023年6月21日付でコミットメント契約を締結しています。当社が取得条項に基づき取得した未行使の本新株予約権は、そのうち10,564,809個（但し、取得本新株予約権数が10,564,809個未満の場合には、取得本新株予約権数とします。）について、上記コミットメント契約に基づき、原則として、2023年8月29日に引受会社が譲受け、引受会社は、引受会社権利行使期間に、当社より取得した本新株予約権の全てを行使します。また、引受会社への本新株予約権1個当たり譲渡価格は、上記「1. 本ライツ・オファリングの概要（2）新株予約権の内容等」記載の

とおり、当社による本新株予約権の取得に際しての本新株予約権1個当たりの交付財産と同一の価格とします。但し、コミットメント契約に定める義務に関して当社による重大な違反がある場合又は当社の財政状態に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等においては、引受会社による本新株予約権の譲受け及び行使が行われず、又はコミットメント契約が解除される場合があります。

(5) 外国居住株主の権利行使制限

米国に居住する株主（本プレスリリースにおいては、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。以下「米国居住株主」といいます。）につきましては、本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使を制限させていただくこととなります。これは、米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要がある米国当局に対する登録等の手続に起因する当社の過剰な負担を回避する目的で行われるものですが、米国居住株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性があることから、慎重に検討をいたしました。

かかる検討の結果、当社といたしましては、(i) 米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要がある米国当局に対する登録等の手続に係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(ii) 本件においては、仮に米国居住株主による本新株予約権の行使を制限したとしても本新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様も市場取引を通じて一定の経済的利益の獲得を図れることに鑑み、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

(6) ロックアップについて

引受会社による本新株予約権の引受けに関連して、当社株主である石脇秀夫、合同会社ストーンサイド、合同会社たかおか屋、株式会社K、株式会社瑛、高崎敏宏、山本一樹及び藤井克重は、引受会社に対し、それぞれ、2023年6月21日（当日を含みます。）から2024年2月25日（当日を含みます。）までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（但し、本ライツ・オファリングにおいて割り当てられた本新株予約権の行使代金等に充てるための、2023年6月21日から2023年8月24日までの間における当社普通株式の売却又は譲渡等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

また、引受会社による本新株予約権の引受けに関連して、当社は引受会社に対し、ロックアップ期間中、引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権又は普通株式を発行又は交付する場合、株式分割に伴い当社が当社の普通株式を交付する場合及び本ライツ・オファリングにより本新株予約権が発行される場合を除きます。）を行わない旨を合意しております。

(7) 株式貸借に関する契約

引受会社は、当社株主である石脇秀夫との間で、2023年7月3日から2023年9月5日までの期間において当社普通株式最大1,060,300株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定とのことです。なお、本新株予約権の無償割当てに際して、株式貸借契約の対象株式に係る本新株予約権は、貸主である石脇秀夫に対して割り当てられます。引受会社によれば、2023年8月28日の本新株予約権の取得

に係る行使代金の決定以前は、コミットメント契約により引受会社が取得するポジションのリスクヘッジを目的とした当社普通株式の取引を行う予定はないとのことです。

(8) 現時点における発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数（2023年6月20日現在）並びに割当てによる潜在株式数

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	35,346,100株	100%
潜在株式数	215,000株	0.6%
自己株式数	130,070株	0.4%
本新株予約権に係る潜在株式数	35,216,030株	99.6%

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
連結売上高（百万円）	28,415	34,249	34,945
連結営業利益（百万円）	3,511	4,399	5,146
連結経常利益（百万円）	2,534	3,836	4,654
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,625	1,990	2,695
1株当たり連結当期純利益（円）	63.75	72.86	77.19
1株当たり配当金（円）	20.00	20.52	21.00
1株当たり連結純資産（円）	299.70	652.35	717.85

(注) 「連結売上高」、「連結営業利益」、「連結経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」については、百万円未満は切捨てております。

(2) 最近の株価の状況

① 過去3年間の状況（期末）

	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
始値	—	2,010円	1,835円
高値	—	2,147円	2,890円
安値	—	1,654円	1,026円
終値	—	1,827円	1,180円

(注) 2020年6月期の株価に関しては、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。

② 最近6ヶ月の状況

	2023年1月	2023年2月	2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月
始値	1,025円	1,177円	1,050円	1,098円	1,200円	999円
高値	1,186円	1,185円	1,144円	1,193円	1,245円	1,092円
安値	984円	1,013円	992円	998円	996円	996円
終値	1,177円	1,045円	1,083円	1,193円	997円	1,018円

(注) 2023年6月の状況につきましては、2023年6月20日までの状況を表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年6月20日
始 値	1,038 円
高 値	1,038 円
安 値	1,013 円
終 値	1,018 円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①公募による自己株式の処分（新規上場時）（国内募集及び海外募集）

払込期日	2021年4月26日
調達資金の額	11,136百万円（差引手取概算額）
処分価格（引受価額）	1株につき金1,598円
処分時における発行済株式総数	35,069,100株
処分株式数	7,000,000株（国内：4,886,900株、海外：2,113,100株）
処分後における発行済株式総数	35,069,100株
処分時における当初の資金使途及び支出予定時期	<p>下記②の調達資金と合わせて以下のとおり充当予定</p> <p>(i) 木質バイオマス発電プロジェクトへの出資（2案件）にかかる出資資金（2021年6月期：1,305百万円、2022年6月期：881百万円、2023年6月期：380百万円）</p> <p>(ii) PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENT における設備投資資金（EFBペレット製造設備のための投融資資金） 2023年6月期に197百万円</p> <p>(iii) 大規模太陽光発電設備建設（EPC）等に係るプロジェクト資金（運転資金）として調達した短期借入金の返済資金の一部への充当 2022年6月末までに10,722百万円</p>
変更後の資金使途及び支出予定時期	<p>下記②の調達資金と合わせて以下のとおり充当予定</p> <p>(i) 木質バイオマス発電プロジェクト発電所の開発・建設資金 2022年6月期に1,166百万円</p> <p>(ii) 木質バイオマス発電プロジェクト（1案件）にかかる貸付資金 2022年6月期に1,400百万円</p> <p>(iii) PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENT における設備投資資金（EFBペレット製造設備）のための投融資資金 2024年6月期に197百万円</p> <p>(iv) 大規模太陽光発電設備建設（EPC）等にかかるプロジェクト資金（運転資金）として調達した短期借入金の返済資金の一部への充当 2022年6月末までに10,722百万円</p>
現時点における充当状況	<p>(i) 木質バイオマス発電プロジェクト発電所の開発・建設資金 2022年6月期までに全額充当済</p>

	<p>(ii) 木質バイオマス発電プロジェクト（1案件）にかかる貸付資金 2022年6月期までに全額充当済</p> <p>(iii) PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENTにおける設備投資資金（EFBペレット製造設備）のための投融資資金 2023年6月21日時点における充当状況は0円ですが、変更後の支出予定時期に従い2024年6月期に197百万円を充当予定であります。</p> <p>(iv) 大規模太陽光発電設備建設（EPC）等に係るプロジェクト資金（運転資金）として調達した短期借入金の返済資金の一部への充当 2022年6月末までに全額充当済</p>
--	---

- (注) 1. 2021年6月28日付「上場調達資金の支出予定時期の変更に関するお知らせ」に記載いたしましたとおり、発電所建設に関わる出資を伴う資金需要の本格化が2022年6月期以降となることから、(i) 木質バイオマス発電プロジェクトへの出資（2案件）にかかる出資資金のうち、2021年6月期を支出予定時期としていた資金について支出予定時期を2022年6月期に変更しております。
- (注) 2. 2021年12月15日付「上場調達資金の資金使途変更に関するお知らせ」に記載いたしましたとおり、(i) 木質バイオマス発電プロジェクトへの出資（2案件）にかかる出資資金に関し、2案件のうち1案件について、税制面を考慮し、出資ではなく、SPC（合同会社熊本錦グリーンパワー）に対する貸付により実行することにしたこと、及び、2案件のうち他の1案件への出資を見送ることとなったことに伴い、充当予定であった調達資金の一部を別の木質バイオマス発電プロジェクトの開発・建設資金の一部に充当することとしたことにより、資金使途及び支出予定時期を変更しております。
- (注) 3. 2023年2月2日付「上場調達資金の支出予定時期の変更に関するお知らせ」に記載いたしましたとおり、EFBペレット製造設備建設についての資金充当が2024年6月期にかかる見込みとなること等から(iii)PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENTにおける設備投資資金（EFBペレット製造設備）のための投融資資金にかかる出資資金のうち、2023年6月期を支出予定時期としていた資金について、支出予定時期を2023年6月期から2024年6月期に変更しております。

②第三者割当による自己株式の処分（オーバーアロットメントに伴う売出しに関連した第三者割当）

割当期日	2021年5月26日
調達資金の額	2,349百万円（差引手取概算額）
処分価格（割当価格）	1株につき金1,598円
処分時における発行済株式総数	35,069,100株
処分株式数	1,470,000株
割当先	大和証券株式会社
処分時における当初の資金使途及び支出予定時期	上記「①公募による自己株式の処分（新規上場時）（国内募集及び海外募集）」に記載のとおり。
変更後の資金使途及び支出予定時期	上記「①公募による自己株式の処分（新規上場時）（国内募集及び海外募集）」に記載のとおり。
現時点における充当状況	上記「①公募による自己株式の処分（新規上場時）（国内募集及び海外募集）」に記載のとおり。

13. 発行要項

後記「発行要項」をご参照ください。

以上

ご注意：

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、本プレスリリース及び2023年6月21日付提出の有価証券届出書（URL: <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本プレスリリースには、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本プレスリリースの作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本プレスリリースに記載された見通し等と異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本プレスリリースは、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

テスホールディングス株式会社第3回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

テスホールディングス株式会社第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の割当ての方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2023年6月30日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。

4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

2023年7月3日

5. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資価額」という。）は、本新株予約権1個当たり382円とする。但し、2023年8月28日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値が444円を下回る場合に、下記第9項第(1)号に定める行使代金の修正がされた場合には、行使代金に0.955を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。

(3) 本新株予約権の行使期間

2023年7月3日から2023年8月24日まで及び2023年8月29日から2023年8月30日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

当社は、2023年8月28日に、交付財産（以下に定義する。）と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとする。

「交付財産」は、本新株予約権1個当たり1円とするが、2023年8月25日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）（同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格）から下記第9項第(1)号に定める行使代金である400円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とする。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部

9. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使代金の支払いを行う。行使代金は、本新株予約権1個当たり400円（但し、2023年8月28日（但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とする。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が444円を下回る場合には、2023年8月29日以降、当該終値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。）に修正される。）とし、そのうち出資価額（本新株予約権1個当たり382円。但し、行使代金の修正がされた場合には、行使代金に0.955を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。）が本新株予約権の行使に際しての払込みに充当されるものとする。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について
米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

11. 振替機関
株式会社証券保管振替機構

12. その他
 - (1) 本新株予約権の行使に際しては、当社普通株式を新規に発行するものとし、自己株式は使用しないものとする。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。
 - (3) 上記に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長又はその代理人に一任する。

以 上